

地上デジタル放送の受信対策の推進について

1 趣旨

2003年に大都市圏から始まった地上デジタル放送は、本年12月には全ての都道府県の県庁所在地で放送が開始され、いよいよ全国的に本格的な普及の段階に入ることになる。

本検討会では、これまで、電波の直接受信に限らず共聴施設やCATV等による場合も含め、少なくとも現行のアナログ放送時に視聴してきた放送はデジタル放送への移行後も引き続き視聴可能であることが必要であるとの認識のもと、地域間格差のない地上デジタル放送の受信対策推進を国や放送事業者などの関係機関に求めてきた。

受信確保の基本は、放送事業者が最大限の努力により中継局によってカバーすることであるが、地形的条件等のやむを得ない事情により中継局からの放送波が直接受信できない一部の地域においては、アナログ放送時と同様、共聴施設が主たる受信確保の手段であり、そのデジタル化が最も重要な課題となることが想定される。

このため、本年8月1日にとりまとめられた情報通信審議会の第3次中間答申(地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割)では、辺地共聴施設への対応に関し国やNHKなどの役割に言及し、国として、共聴施設のデジタル化に対する公的支援を検討すべきとの指摘も行われている。これを受けて、国では、来年度概算要求の中に、辺地共聴施設のデジタル化に対する新たな補助制度を盛り込んでいる。

この補助制度の新設は、辺地共聴のデジタル化推進に寄与するものとして、一定の評価をするものであるが、現時点で想定される制度の内容は、地方の立場から見て満足できるものとはいえない。

また、全国に約2万といわれる共聴施設のデジタル化や新たに必要となる共聴施設の整備をアナログ放送が廃止となる2011年までの限られた期間で完了するためには、国の財政的な支援に加え、放送事業者と受益者の役割分担の明確化や計画的、効率的に実施していく仕組みづくりが不可欠と考えられる。

よって、地上デジタル放送の受信対策について主要な役割を担う国や放送事業者に対し、次の事項を要望する。

2 要望事項

(1) 辺地共聴施設のデジタル化に対する国の新たな補助制度について

国の平成19年度概算要求に新たに盛り込まれている「辺地共聴施設整備事業」については、次の点に配慮した制度設計及び運用を図ること。

- ① 辺地共聴のデジタル化は、施設や地域の状況により多様な対応が想定さ

れるため、補助対象事業は、施設の更新や大規模な改修のほかギャップ
ファイラーなど新たに整備が必要な施設も含め、できるだけ幅広いものと
すること。

② デジタル放送への完全移行を主導してきた国には放送エリア外における
受信確保に関して大きな責任があること及び辺地共聴のデジタル化は短
期間での完了が迫られていること等を踏まえ、住民の負担は、地上デジ
タル放送を直接受信できる住民の負担に比べて過重とならないようにす
るとともに、地方自治体の負担は求めないこと。

③ 辺地共聴施設のデジタル化について、放送法に基づき全国にあまねく受
信できるよう措置することが義務づけられているNHKの責任範囲を早
急に明らかにしたうえで、いわゆるNHK共聴とそれ以外の共聴施設の
間に住民の負担格差が生じないようにすること。

(2) アナログ放送時の電波エリア100%カバーについて

アナログ放送時に直接電波で受信できるエリアは2011年のデジタル
放送への完全移行後も同様の受信環境となることが原則であるが、やむを
得ない事情により直接受信ができない地域が発生する場合には、補完的な
方法により受信確保を確実に図るため、早急に次の事項に取り組むこと。

① 対象地域における受信確保対策は、放送事業者の責任と負担において実施
することを明確にし、ローカル局など関係者に周知徹底を図ること。

② 国は、NHKと民放の役割分担など、受信確保のための具体的なルールを
遅くとも平成19年3月までに示すとともに、その確実な実行が図られる
よう、放送事業者に対して必要な指導や支援を行うこと

(3) 辺地共聴施設の計画的、効率的なデジタル化の推進について

辺地共聴施設の計画的、効率的なデジタル化のため、国及び放送事業者
は必要な情報を早急に提供するとともに、アナログ周波数変更対策におけ
る対応も踏まえ、次のような機能を果たす実施体制を早期に整備すること。

ア 各地域における整備に向けて、実態調査、手段・手法の検討、経費負担
等の具体的な検討などを行うこと

イ 機器、資材の共同調達や工事の共同施工

ウ 共聴施設整備に関連する届出・申請など行政手続の支援